

## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の見直しの検討状況

- ▶ 改善基準告示は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定したもの。
- ▶ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、速やかに改善基準告示の見直しの検討を開始するよう求められたところ。

### 【令和元年度】

- ・ 労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置（令和元年11月25日）し、検討をスタート

### 【令和2年度】

- ・ 議論の土台として、実態調査、海外調査、疲労度調査を実施（実態調査、疲労度調査は令和3年度も実施）

### 【令和3年度】

- ・ R4. 3月頃（予定）：見直し案（ハイヤー・タクシー、バス）のとりまとめ

### 【令和4年度】

- ・ R4. 7月頃（予定）：見直し案（トラック）のとりまとめ
- ・ R4.12月頃 : 改善基準告示改正

### 【令和6年度】

- ・ R6.4月 : 時間外労働の上限規制適用、改善基準告示施行

### 主なご意見

- |         |  |
|---------|--|
| 公益代表委員  | ○ 今回の見直しの目的は過労死防止であり、規制を荷主や商慣行にあわせるのではなく、商慣行を見直すべき。          |
| 労働者代表委員 | ○ 時間外・休日労働が月80時間、100時間を超えないよう、拘束時間を年3,516時間から年3,300時間に見直すべき。 |
| 使用者代表委員 | ○ 荷主対策の徹底が難しいのであれば、どのような事業者でも守れる最大公約数の基準とすべき。                |